

令和8年3月30日

市所管介護サービス事業者代表者 様

岩出市生活福祉部保険介護課長  
( 公 印 省 略 )

令和8年度介護職員等処遇改善加算の算定に係る計画書の提出について(通知)

平素は、本市介護保険行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度介護職員等処遇改善加算を算定する場合は、以下のとおり計画書の提出が必要となりますので、お知らせします。

なお、令和8年度介護報酬改定により令和8年6月算定分から処遇改善加算の拡充が行われることとなり、従前のサービスに加え、処遇改善加算の対象となるサービスが追加されました。

届出がない場合は、岩出市の被保険者(住所地特例者を除く)のサービス利用に対して当該加算の算定はできません。当該加算を算定する事業者におかれましては、手続に漏れないようご留意ください。

## 記

### 1 提出期限 **令和8年4月15日(水)**

※同一法人内において、令和8年6月から新たに処遇改善加算の対象となるサービスに係る処遇改善計画も併せて提出してください。

※新たに処遇改善加算の対象となるサービスのみ運営している事業者等、4月及び5月に処遇改善加算を算定せず、6月から算定する場合は、令和8年6月15日(月)までに提出してください。

### 2 提出書類

介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書(令和8年度)

岩出市公式ウェブサイト <https://www.city.iwade.lg.jp/>

トップページ上部「健康・福祉」⇒「福祉・介護」⇒新着情報内

『令和8年度介護職員等処遇改善加算の算定に係る計画書の提出について』

### 3 提出先 岩出市役所 保険介護課 介護保険係

(裏面に続く)

#### 4 提出方法

(1) 電子申請・届出システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>)

※G ビズ ID のアカウントが必要です。

「申請届出メニュー」は、「6.他法制度に基づく申請届出」を選択し提出してください。

※原則、電子申請・届出システムでの提出をお願いします。G ビズ ID の取得に時間を要するなど、やむを得ない場合は電子メール、郵送又は持参による提出も可能とします。

(2) 電子メール([kaigo@city.iwade.lg.jp](mailto:kaigo@city.iwade.lg.jp))

タイトルを「令和8年度介護職員等処遇改善加算【法人名】」としてください。

(3) 郵送又は持参

〒649-6292 岩出市西野 209 番地 保険介護課

#### 5 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について

令和8年4月以降、新規加算算定や区分変更をする事業所は、提出が必要です。

令和8年4月分又は5月分の提出期限は令和8年4月15日(水)とします。

※加算の区分に変更がない場合は提出不要です。

※令和8年6月の介護報酬改定に伴い、加算の区分が変更となる事業所や加算が新設されるサービスの届出書の提出については、新様式が国より発出され次第、別途通知いたします。

※当該加算以外の加算に係る届出の提出期限については、従来通りの期限となります。

#### 6 留意事項

(1) 事業者の事務負担軽減のため、計画内容を証する根拠書類(賃金体系・評価基準等)の添付を不要としています。ただし、運営指導等の際に指定権者から求めがあった場合は直ちに提示できるよう、根拠書類を整理して保管するようにしてください。

(2) 各計画書を作成する際は、厚生労働省から発出されている各通知をよく確認してください。各通知については、和歌山県ウェブサイト「きのくに介護deネット」において取りまとめられていますので、必要に応じて参照してください。

(3) 現在、当該加算の届出を行っている事業者が加算算定を行わない場合は、速やかに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」を提出してください。

介護職員等処遇改善加算等に関する問合せ先

厚生労働省相談窓口 050-3733-0222(受付時間:9:00~18:00(土日含む))

〒649-6292 岩出市西野209  
岩出市役所 生活福祉部 保険介護課  
電話 0736-62-2141(内線174)  
担当:森